

令和8年度(2026年度)
集客力アップに向けた課題解決応援事業助成金

事業概要

令和8年9月



Fukui Industrial Support Center

公益財団法人 ふくい産業支援センター

目 次

1. 概要
2. 助成事業対象者
3. 助成事業対象事業および経費
4. 助成率・助成対象期間
5. 応募方法
6. 採択基準
7. 今後のスケジュール
8. 問い合わせ先

1. 概要

北陸新幹線開業以降、売上および客数が減少し、売上拡大のための対策として、観光客の満足度向上や受入れ態勢に関する課題解決を図るため、**中小企業等が行う事業用建物の増築・改装、設備導入等を行う事業**に対する助成金事業。

対象者 : 中小企業者、企業組合
特定非営利活動法人

対象経費 : 事業用建物の増築・改装および設備導入等を行う経費
体験施設の新築・増築・改装および設備導入に要する経費

助成率 : 1/3以内(上限150万円)

募集期間 : **9/1(火)～9/30(水)**

2. 助成事業対象者～要件～

助成対象者は次に掲げる事項のすべてを満たすことが必要です。

- | |
|---|
| ① 福井県内に主たる事業所を有する中小企業者、企業組合
特定非営利活動法人 ※みなし大企業は除く |
| ② 創業から1年以上を経過している者 |
| ③ 売上および客数が新幹線県内開業前後の同月または同期と比較して減少している観光客向けの商品の製造・加工・販売や、サービス、産業観光等を供給する店舗を営業している者 |
| ④ 助成金交付事業により、観光客の満足度向上が見込まれると商工団体等が認める者 |
| ⑤ 商工団体等と連携して今後5年間の事業計画書(様式第1)を策定し、事業を継続する意欲がある者 |
| ⑥ 「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。
登録申請中の場合は、「集客力アップに向けた課題解決応援事業助成金審査委員会」の開催までに登録されている者
ただし、個人事業者は除く。 |

※中小企業者とは

中小企業基本法第2条に規定する**中小企業、小規模事業者**をいいます。
下記の資本金の額や従業員数のいずれかを満たしたものです。

業種分類	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
サービス業 (宿泊業、飲食サービス業等)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下

「みなし大企業」とは

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※観光客、産業観光の定義

「観光客」とは……

余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また、滞在する人々のことを言います。

⇒ 一般的な観光客の定義です。

「産業観光」とは……

産業製品および工場、工房などを観光資源とし、それらを通じてものづくりの心にふれるとともに、人的交流を促進する観光活動のことを言います。

2. 助成事業対象者～対象外①～

過去3年間に下記の県産業労働部関係補助金等を受けた方は、対象外となります。

- | |
|------------------------|
| ・ おもてなし産業魅力向上支援事業助成金 |
| ・ 県内企業M&A奨励金 |
| ・ ふくいの逸品創造ファンド助成金 |
| ・ 新事業チャレンジステップアップ事業助成金 |
| ・ 成長企業スケールアップ支援事業助成金 |
| ・ 福井型スタートアップ・新事業創出助成金 |
| ・ 地域連携創業支援事業補助金 |
| ・ 新規創業支援事業補助金 |
| ・ UIターン移住創業支援事業助成金 |
| ・ 事業承継に向けた企業価値向上補助金 |
| ・ 大規模イベント関連商品支援事業補助金 |
| ・ 成長産業チャレンジ支援事業補助金 |
| ・ 産業観光ビジネス支援事業補助金 |

2. 助成事業対象者～対象外②～

過去3年間に下記の県産業労働部関係補助金等を受けた方は、対象外となります。

- | |
|-------------------------|
| ・ 企業活動分析による収益化事業補助金 |
| ・ 県内産業価値づくり支援事業補助金 |
| ・ 学生起業応援事業助成金 |
| ・ ふくいDX加速化補助金 |
| ・ 集客力アップに向けた課題解決応援事業助成金 |
| ・ 中小企業設備投資補助金 |

3. 助成対象事業および経費

事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の
①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

※消費税および地方消費税額は、助成対象経費から除く。

① 事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費

※交付決定日： 採択された後に発行される「交付決定通知書」の日付

③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※証拠書類： 見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

助成対象事業～対象外～

以下に掲げる事業は、**助成対象外**となります。

- (1) **フランチャイズ契約を締結して行う事業**
- (2) **上記(1)に密接に関連して行う事業**
- (3) **「県都まちなか再生ファンド事業(店舗等のリノベーション事業支援補助金)」の補助対象エリア**
(福井市中央1丁目、中央3丁目)
- (4) **「敦賀まちづくり魅力UP応援補助金」(特定エリア) に指定されている区域**
(敦賀市白銀町、鉄輪町1丁目、本町1丁目、本町2丁目、清水町1丁目、清水町2丁目、神楽町1丁目、神楽町2丁目、相生町、蓬萊町)

助成対象経費①

経費区分		内 容
事業用建物の 増築・改装費	建物新增築費	事業用建物の増築に要する経費 (デザイン料等の設計に要する経費を含む) ※新築は体験施設に限る
	建物修繕費	事業用建物の改築・改装に要する経費 (デザイン料等の設計に要する経費を含む)
	構築物費	構築物の工事、購入、建造、改良、修繕または 借用に要する経費 (デザイン料等の設計に要する経費を含む)

※建物増築とは、既存建物の床面積を増やすことをいいます

※建物修繕とは、小売店舗の内外観の改装、旅館や料亭の客室・ロビーの改装など

※構築物とは、看板や広告塔、塀などをいいます。駐車場整備や庭造成などは対象外。

助成対象経費②

経費区分		内 容
設備導入費	機械装置費	機械装置の購入、製造、改良、修繕または借用(リース、レンタル)に要する経費
		ICクレジットカードおよび電子マネーの決裁端末機の整備に要する経費(インターネット環境の整備費を含む)
建物改装 設備導入に 付帯する 経費	工具・器具・備品費	工具・器具・備品の購入または借用(リース、レンタル)に要する経費
	広報費	助成事業の広報に関することで、印刷物の製作、Webサイトの制作・修正、広告媒体の活用等の助成事業に要する経費
	その他	支援センターが助成事業に必要と認める経費

※ リース、レンタルの場合は、助成事業期間中に支払われた経費が対象となります

助成対象経費～対象外①～

[助成対象にならない経費]

- ・助成対象事業者の役職員にかかる人件費
- ・ICクレジットカード等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費に要する経費、振込手数料
- ・グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・建物増築・改装費であっても、事務所の改修、物置きの設置、防犯用カメラの設置等、助成対象事業者の内部管理に係るもの
- ・謝金、給排水工事(据付工事を除く)、不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課(消費税及び地方消費税額を含む)
- ・諸経費、一般管理費、現場管理費、保守管理費、消耗品費、詳細が確認できない経費(ただし、上記の経費で内訳(金額含む)があり事業遂行上必要と認められるものについては、補助対象とする。)
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・直接売上や利益につながる費用(ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。)

助成対象経費～対象外②～

[助成対象にならない経費(つづき)]

- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの
- ・その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費
(風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)
第2条により定める営業内容等)
- ・動植物
- ・再生可能エネルギーの発電等を行うための設備及び当該設備と一体不可分の付属設備(太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど)

4. 助成率・助成対象期間

助 成 率	助成限度額	助成対象期間
対象経費の 3分の1以内	150万円 以内	交付決定の日より 2027年1月31日まで

- ※ 採択の状況により、助成限度額が減額になる場合があります。
- ※ 助成対象事業は、最長でも令和9年(2027年)1月31日までに完了する(支払い含む)が必要です。
- ※ 助成金の受け取りは、事業完了後に現地検査等を経てからの精算払いになります。(事業完了日の約1ヵ月～1ヵ月半後)
このため助成事業期間中は、自己資金や借入金等で必要な資金を調達する必要があります。

5. 応募方法

- 事業計画の作成から提出の流れ

① 商工会議所、商工会等に相談



② 様式に従って作成

(商工団体の意見書などの関係書類をそろえる)



③ ふくい産業支援センターに提出

※応募様式は、ふくい産業支援センターホームページから
ダウンロードできます **【集客力アップに向けた課題解決応援事業】**

募集期間、提出先など

(1) 募集期間

令和8年(2026年)9月1日(火)～9月30日(水)

[17:00まで 当日必着]

(2) 提出方法

事務局へ郵便又は宅配便、またはご持参

(3) 提出先

〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16

福井県産業情報センター 4階

(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部

6. 採択基準

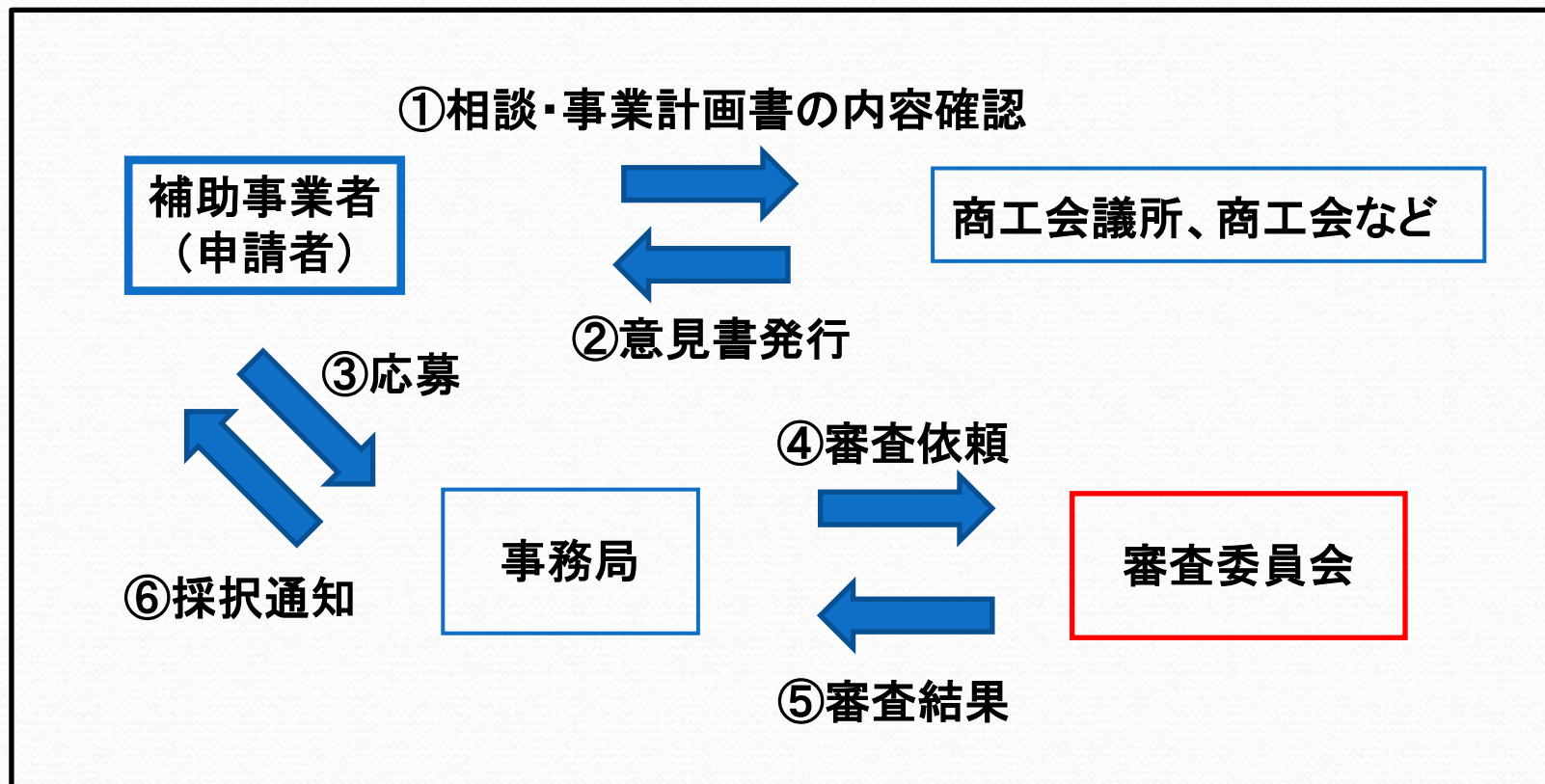
次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します

- ① 観光客の満足度向上や受入れ態勢に関する現状の課題分析が十分にできていること
- ② 課題分析の結果に応じた観光客の満足度向上や観光客の受入れ等の課題解決を図るための事業内容および目標などが適切に設定された事業計画が策定されていること
- ③ 「ネクストふくい観光ビジョン」や、各市町が策定する観光ビジョンなどの観光戦略等に合致し、店舗が所在するエリア全体の誘客効果に寄与することが見込まれること

※審査委員会で計画書の内容を審査します。上記に掲げる条件のほか、計画内容が適切かつ十分な成果を期待し得る事業であるかなども考慮されます。

※事業継続計画（BCP）策定、「社員ファースト企業宣言」登録、「パートナーシップ構築宣言」登録している事業者については審査において加点する予定です。

採択先の決定方法



審査委員会を開催し、事業計画の内容を**審査**により採択先を決定します。

7. 今後のスケジュール

時 期	項 目
9／1～9／30	募集期間
	書面審査
10月中～下旬(予定)	採択・交付決定
10月中～下旬(予定)	事業スタート

注意点

- ※採択の時期については、前後する可能性があります。
- ※交付決定日以降、補助対象とする工事等の契約・発注が可能となります。
- ※助成金の支払いは補助期間終了後の精算払いとなります。

8. 問い合わせ先

お問い合わせ・ご相談は以下まで
お気軽にご連絡ください。

(公財) ふくい産業支援センター
経営支援部

〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(福井県産業情報センタービル内)

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

URL <https://www.fisc.jp>

